

## 施策マネジメントシート

基本施策名	24 地域特性を活かしたまちづくりの推進	施策統括課	都市計画課	氏名	佐伯喜重郎
政策名	7 都市基盤	主な関係課			

### 1 施策の目的と指標

対象(誰、何を対象にしているのか) \*人や自然資源等

- ・市民
- ・事業者
- ・市内全域

施策の目的

・良好なまちなみや美しい景観を後世へ引き継ぐとともに、市民や事業者との連携の下、各地域の特性を活かし、まとまりのあるまちづくりを推進します。

対象指標(対象の大きさを表す指標)数字は記入しない

名称	名称	単位
ア	人口	人
イ	事業者	事業者
ウ	市域面積	km <sup>2</sup>
エ		

成果指標(意図の達成度の指標)数字は記入しない

名称(展開方向ごとに記載)	名称(展開方向ごとに記載)	単位
1	ア まちづくり条例に基づく事業者との協定締結件数(累計)	件
	イ 都市景観形成条例に基づく届出の件数(累計)	件
2	ア 地区まちづくり計画を策定した地区の数(累計)	地区
	イ 都市計画形成重点地区を指定した地区の数(累計)	地区
3	ア	
	イ	
4	ア	
	イ	

### 2 第1次基本計画期間(平成28～35年度)内における取組内容

施策の展開方向	目的	手段(具体的な取組内容)
1	良好なまちなみ・景観の保全	<p>「文教都市くにたち」にふさわしい良好なまちなみや景観を守り、育て、つくります。</p> <p>・事業者が土地利用を行う際の手続き及び基準等を定めた「国立市まちづくり条例」の運用を通じ、全市を対象に良好なまちなみの形成を誘導します。</p> <p>・国立らしい良好な環境の下で、ゆとりある住生活を送れるよう、快適な住環境の創出を誘導します。</p> <p>・今後も引き続き、市民・事業者等に「国立市都市景観形成条例」に基づく景観形成基準の遵守を求め、良好な景観の保全・形成を誘導します。</p>
2	地域特性を活かしたまちなみの形成	<p>国立らしいまちなみや景観をさらに向上させていくために、市民と行政が連携して、地域特性にふさわしいまちづくりを推進します。</p> <p>・市民が自発的に地域特性にふさわしいまちづくりを進めるために、まちづくり条例による地区まちづくり計画の策定を推進します。</p> <p>・各地区の特性に合った良好な景観の保全に向け、重点地区の指定を推進します。</p>
3		
4		

3 総事業費・指標等の実績推移と目標値、実績状況把握

単位		数値区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	目標達成度			
対象指標	ア	人	見込み値 実績値	74,546 75,054								達成・ 未達成	前年度 比較		
	イ	事業者	見込み値 実績値	2,640 2,640											
	ウ	km <sup>2</sup>	見込み値 実績値	8.15 8.15											
	エ		見込み値 実績値												
成果指標	展開方向1	ア	件	成り行き値 目標値 実績値		26 52 6	78	104	130	156	182	208	未達成	維持	
		基本計画における 指標の説明又は出典元		まちづくりは、地域の特徴に合わせた土地の利用を図り、歴史的に育まれてきたまちなみと環境を守り育て、後世に引き継いでいくために、事業者と協定締結をするものです。											
	イ	件	成り行き値 目標値 実績値		625 660 612	695	730	765	800	835	870	905	未達成	維持	
		基本計画における 指標の説明又は出典元		国立市の都市景観の形成に関する基本的事項を定めることにより、「文教都市くにたち」にふさわしく美しい都市景観を守り、育て、つくるために届出をするものです。											
	展開方向2	ア	地区	成り行き値 目標値 実績値		1 0	1	2	2	3	3	4	4	未達成	維持
		基本計画における 指標の説明又は出典元		地区まちづくり計画は、一定のまとまりのある地区内において、地区内の市民が自発的に地区の特性をいかしたまちづくりを推進するため地区まちづくり計画を策定するものです。											
	イ	地区	成り行き値 目標値 実績値		3 2	3	3	3	4	4	4	4	未達成	維持	
		基本計画における 指標の説明又は出典元		国立市都市景観形成基本計画の都市景観形成上重要な地域における基本方針で「都市景観形成重点地区の候補地として4地域を定めています。											
	展開方向3	ア	件	成り行き値 目標値 実績値											
		基本計画における 指標の説明又は出典元													
	イ	件	成り行き値 目標値 実績値												
		基本計画における 指標の説明又は出典元													
	展開方向4	ア	件	成り行き値 目標値 実績値											
		基本計画における 指標の説明又は出典元													
	イ	件	成り行き値 目標値 実績値												
		基本計画における 指標の説明又は出典元													
事務事業数			本数	8											
施策コスト	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円											
		都道府県支出金	千円												
		地方債	千円												
		その他	千円												
		一般財源	千円		10,113										
	事業費計(A)	千円		10,113	0	0	0	0	0	0	0	0			
	人件費	延べ業務時間	時間		6,040										
	人件費計(B)	千円		30,200											
トータルコスト(A)+(B)			千円	40,313	0	0	0	0	0	0	0	0			

4 施策の成果実績値に対する評価

(1) 時系列比較(過去3ヶ年の比較) A(かなり向上)~E(かなり低下)

C:成果はほとんど変わらない(横ばい状態)

(2) 他自治体との成果実績値の比較 A(かなり高い)~E(かなり低い)

C:他自治体と比べてほぼ同水準である

背景として考えられること

- ・平成28年10月に国立市まちづくり条例を施行した。
- ・多摩地区の自治体では国立市を含め17市でまちづくり条例を策定している。

**5 施策の現状 必要に応じて展開方向ごとに記載**

(1) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?

- ・平成8年11月に国立市都市景観形成基本計画を策定した。
- ・平成10年3月に国立市都市景観形成条例を施行した。
- ・平成15年2月に国立市都市計画マスタープランを策定した。
- ・平成17年6月に景観法が全面施行された。
- ・平成19年4月に東京都は景観法に基づく景観行政団体となった。
- ・平成21年11月に国立駅周辺まちづくり基本計画を策定した。
- ・平成23年2月に国立市都市計画マスタープラン(改訂版)を策定した。
- ・平成26年8月に国立市南部地域整備基本計画を策定した。
- ・平成28年10月に国立市まちづくり条例を施行した。

(2) この施策に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?

- ・基準を遵守する責務において、景観・住環境に対する国立市の姿勢が伺えるとの意見がある。
- ・旧国立駅舎の再築については、市民の間で様々な意見がある。
- ・建蔽率・容積率の30%/60%の地域及び都市計画道路3・3・15号線の完成した沿道の用途地域の見直しの意見がある。

**6 28年度の評価結果 必要に応じて展開方向ごとに記載**

(1) 施策の取組状況

28年度の取組状況	29年度の取組予定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり条例について、庁内検討会及び学識者からなるアドバイザー会議で検討を重ね、住民説明会等を行い、10月にまちづくり条例を施行した。</li> <li>・絶対高さ高度地区については、まちづくり条例の中で、高さの基準を定めた。</li> <li>・平成27年度から平成29年度までの3か年で都市計画マスタープランの2回目の改訂に取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画を定めることにより、低容積率の低層住居専用地域等の見直しを行うため、平成29年度は現況調査及び地区に入って勉強会を行う。</li> <li>・平成27年度から平成29年度までの3か年で都市計画マスタープランの2回目の改訂に取り組んでいる。</li> <li>・平成8年11月策定した国立市都市景観形成基本計画の見直しに着手する。</li> </ul>

(2) 施策の全体総括(成果実績やコスト、見直しを要する事務事業等) 必要に応じて展開方向ごとに記載

総合基本計画及び28年度行政経営方針に照らして評価する

- ・まちづくり条例が策定されたことにより、市民が自発的に地域特性にふさわしいまちづくりを進めることができるようになった。
- ・絶対高さ高度地区の導入が難しいことから、まちづくり条例の中で、高さの基準を定めたことにより、一定の抑止効果が見えた。
- ・国立市の将来都市像の実現のために、平成27年度から平成29年度までの3か年で都市計画マスタープランの2回目の改訂に取り組んでいる。

**7 施策の課題・今後の方向性 必要に応じて展開方向ごとに記載**

(1) 30年度の取組方針

- ・市民が自発的に地域特性にふさわしいまちづくりを行うために、住民の合意形成が図られた地区に地区計画を定めていく。
- ・平成8年11月策定した国立市都市景観形成基本計画の見直しを行う。

(2) 中期的な取組方針

- ・事業中の都市計画道路の沿道の用途地域について、事業完成に合わせて住民の合意形成を図り見直しを行う。